

# フィリピンのアブラヤシ生産と農民組織 — 農地改革受益農民による協同組合形成 —

野沢 勝美

## 序 章

現在のフィリピン農業の基本課題は農業生産性の向上と農家所得の増大である。そのため、アグリビジネスの促進が必要条件となっている。すでにラモス政権期に「1997年農漁業近代化法」(The Agriculture and Fisheries Modernization Act of 1997、共和国法〈Republic Act : RA〉第8435号)が制定され、アロヨ政権期には、「フィリピン農漁業近代化計画2001-2004年」(The Philippine Agriculture and Fisheries Modernization Plan 2001-2004)が策定され、進行している。同計画では、農漁業近代化の実現にむけた戦略として企業家精神、民間投資、民間参加の動員を掲げている。いまひとつの特色としては、ミンダナオ各地方を高価値農業開発拠点として位置づけている点である。

そして、近年フィリピンでは、有望なアグリビジネスの対象としてパーム油が注目されている。その国内需要が急増していること、また投資家がこの領域に関心を示しているという背景がある。とりわけ、歴史的、地理的にプランテーション経営が盛んであるミンダナオ島の各地方では、民間農業関係者のみならず、政府関係者がアブラヤシ・プランテーション開発に積極的であるばかりか、地方政府がそのプランテーション開発の誘致を後押ししている。

一方、かかるプランテーション開発には農業用地の確保が前提となる。政府の基本方針は、コメ、トウモロコシ作付け農地などの作付け転換を禁止し、新規開拓、荒廃地の使用が条件となる。ここでの課題は、アブラヤシ・プランテーション農地の拡充をミンダナオにおいて進行中の農地改革の枠組

み内でいかに達成するかである。

本論文は、以上の問題意識のもとで、ミンダナオ地域においてアブラヤシ・プランテーションが農地改革の実行過程でいかに生産活動を展開するかを、農地改革受益の農業労働者が形成する協同組合の経営のなかから事例をもって考察する。その主たる方法は、フィリピン、ミンダナオのアブラヤシ油生産の協同組合の現況を現地調査にもとづいて明らかにするものである<sup>1)</sup>。

本論文の構成を概略すると第1章においては、パーム油生産の現況を明らかにする。そしてアブラヤシ生産の特徴を明示する。その特徴がアブラヤシ・プランテーションの配置、さらには協同組合の組織形態のあり方をも規定する事実を指摘する。第2章においては、フィリピンにおけるパーム油生産に関して、その位置づけを確認する。まず、アブラヤシ・プランテーション開発の歴史を明らかにする。これはまさにミンダナオ島が「約束の地」として農業開発の優先地域となった歴史的展開と期を一にするものといえる。そしてアブラヤシ・プランテーション開発の現況とその問題点を明らかにする。第3章においては、コラソン・アキノ政権以降の歴代政権の下で展開された農地改革では、プランテーション農地の農地改革がいかに取り組まれてきたかを明らかにする。この場合、アグリビジネスに内外投資を誘致するという農業政策の基本政策の方針にあわせ土地移転後の農業生産性向上をどのように盛り込んだかという政策転換を詳説する。第4章においては、ミンダナオ地域の3協同組合を事例として農地改革の土地移転の形態が、実際の協同組合経営、すなわち受益農業労働者の所得にいかん反映したかを事例をもって明らかにする。終章においては、以上の判明した事実が、今後のフィリピンのアグリビジネス促進の政策指針にいかなる参考となるかを結論として提言する。

## 第1章 パーム油生産の現況

### 第1節 利用価値が高まるパーム油

パーム油 (palm oil) は、アブラヤシ (oil palm)<sup>2)</sup> から取れる油である (写真1)。アブラヤシ樹から収穫される生の果実をパーム果房 (fresh fruit bunch ; FFB) という (写真2)。この果実の果肉から取る油をパーム油 (パーム粗製油 ; crude palm oil)、種子から取る油をパーム核油 (palm kernel oil) という。一般的には、両者を総称してパーム油と呼んでおり、本稿では、特に区別する必要がないかぎり、これを踏襲する。

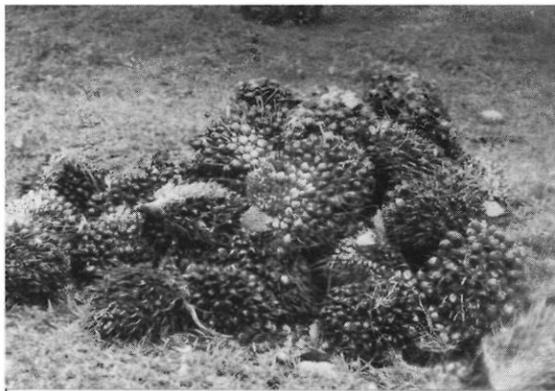
パーム油は伝統的には食用 (即席麺やスナック菓子などの揚げ油、マーガリンなど)、非食用 (洗剤、塗料、化粧品などの原料) に幅広く利用されている。日本ではその80～90%が食用である。

近年は、原油に代表される鉱物燃料の価格高騰の影響を受けてカーボン・ニュートラルといわれるバイオ燃料 (バイオジーゼル、バイオエタノール) の導入が本格化しており、油脂の専門誌は2006年の17種の植物性・動物性油脂の世界全体に対する需要増加の40%がバイオ燃料によるものと推測している<sup>3)</sup>。バイオ燃料の利用が世界的に拡大する中で、世界で取引される主

写真1 アブラヤシ樹(筆者撮影 以下同じ)



## 写真2 パーム果房



な植物性油脂の生産動向に大きな変化が生じている。パーム油は13種類ある植物性油脂の中で長く最大の生産量を誇ってきた大豆油に次ぎ近年では第2位を占めてきていたが、2005年に逆転し、その後はパーム油が首位の座を維持している<sup>4)</sup>。

### 第2節 主要生産国はインドネシアとマレーシア

パーム油の生産は歴史的にはマレーシア、そしてインドネシアに集中してきた。2006年の生産量はマレーシア1570万mt、インドネシア1683万mtで両国のみで世界全体の85.6%を占めている。また、同年の輸出でも両国のみで全体の89.8%である。近年の生産量の増大は、インドネシアにおけるアブラヤシ栽培面積の急増大によるものである。2002年から2006年にかけてインドネシアの栽培面積は133万ha(2002年比47.7%)増加し、412万haに達した。この間、それまで世界最大のパーム油生産国であったマレーシアは57万ヘクタール(同18.3%)の増加で、2006年の栽培面積は368万haに留まった。インドネシアの栽培面積は2005年に、生産量は2006年にそれぞれマレーシアを上回るようになった<sup>5)</sup>。

### 第3節 アブラヤシ生産の特徴

パーム油の原料となるアブラヤシ生産の特徴は次の3点にある。第1に、年間を通じ平均して雨量が得られる熱帯多雨林地帯での栽培が適している点である。すなわち、アブラヤシ樹は一度植樹すると25年間、天候の影響を受けることがすくなく、1年中を通じて収穫できる。これに対し、大豆油、菜種油などの植物油は毎年種蒔きをしなければならない。

第2に、その結果、収穫に季節性があり、しかも年々の気象条件によって収穫が左右される他の油糧作物に比べはるかに高い単位面積当たりの年間油収量を得ることできる。アブラヤシの単位栽培面積からの年間油収量は、大豆油の12.5~18.7倍、綿実油の2.5倍にも達する<sup>6)</sup>。

第3に、パーム果房の加工を24時間以内にする必要があるとの点である。新鮮な果実には油脂を加水分解する強力なリパーゼが存在するが、正常状態では細胞内にある油との接触は少ない。しかし果肉を傷つけると細胞膜が損傷し、リパーゼによる加水分解が開始される。したがってパーム果房の収穫や輸送は注意深く、しかも迅速に行われることが必要である。また果房はできるだけ迅速に蒸熟してリパーゼを失格させる必要があり、そのため製油工場の多くはアブラヤシ・プランテーションに近接して設置されている<sup>7)</sup>。

## 第2章 フィリピンにおけるパーム油生産

### 第1節 アブラヤシ・プランテーション開発の歴史

フィリピンにおけるアブラヤシ生産の歴史は、1963年に Menzi Agricultural Corporation がバシラン島に280haのアブラヤシ・プランテーションを開設したのを嚆矢とする。また、Kenram Industries, Inc. は1600haの中核農場を開設し、これに加えて総計3300haになる契約栽培農民からのパーム果房(FFB)の調達を開始し、製油能力20mt/hの製油工場を操業した。2002年7月に包括的農地改革計画(CARP)が適用され、Kenram Industries, Inc.のプランテーションは農地改革受益農民から構成された協同組合に移管され

た<sup>8)</sup>。

一方、国営の National Development Corporation (NDC) は英国系の Guthries Corporation とアグサン・デル・スル州に 4000ha のアブラヤシ・プランテーションの共同開発に着手し、その経営目的に NDC-Gurthrie Plantations, Inc. (NGPI) を設立した。1981年に Gurthrie Corporation はマレーシア政府に買収されたが、NDC は新会社である Kempulan Sendiran Betrhad とさらに 4000ha のオイル・プランテーション開発をし、このための NDC-Gurthrie Estate, Inc. (NGEI) を設立した。

NGPI と NGEI は別会社であるが経営陣が同一であるばかりでなく、共同で製油能力 40mt/h の製油工場を操業した。コラソン・アキノ政権下の 1988年に両プランテーションは包括的農地改革計画により 7266ha、1368人の農家に集合土地権利証書 (CLOA) が交付された。製油工場の株式は 1994年までに NDC の持ち分の全部が民営化計画に沿ってフィリピン、インドネシアの合弁企業である Filipinas Palm Oil Plantations, Inc. (FPPI) に売却されている<sup>9)</sup>。

近年参入したのは、フィリピン、シンガポールの合弁企業である Agusan Plantations, Inc. (API) で、1983年に 1800ha のプランテーションをアグサン・デル・スル州に開設した<sup>10)</sup>。API は 1996年に包括的農地改革計画およびエネルギー天然資源省の土地利用プログラム地区における協同組合主導のアブラヤシ・プランテーションを対象とした契約栽培プログラム (Outgrowership Program) を開始している。さらに、API の子会社である Agumill Philippines, Inc. (AGPI) による 1998年に搾油能力 20mt/h の製油工場の操業を開始している。工場の稼働率を高めるため、さらに 2001年から 2005年までにミンダナオにおける AGPI 契約栽培プログラムのもとで契約栽培プランテーション開発を推進し、2005年3月現在で、契約栽培プログラムは北部ミンダナオ地方の 5000ha、中部ミンダナオ地方の 4200ha を対象としている。また、AGPI 独自のプランテーション 1800ha で生産のパーム果房 (FFB) は AGPI において搾油されている。同社は 2007年にはムスリム・ミンダナオ自治地

域 (ARMM) のマギンダナオ州に同地区生産する FFB 加工のため 40mt/hr の製油工場を建設した<sup>11)</sup>。

以上のようなパーム油製油工場を中核としたアブラヤシ・プランテーションが形成されている。2008 年現在のパーム油製油工場は全国で 5 工場あり、FFB 加工能力は合計 142mt/ha である。これが必要とするプランテーションの栽培面積は 4 万 268ha である (表 1)。

表 1 フィリピンのパーム油製油工場加工能力 (2008 年)

企業名 (所有者・設立年)	場 所	FFB 栽培面積 (ha)	FFB 加工能力 (mt FFB/hr)
Filipinas Palmoil Plantations, Inc. (Filipino-60%, Indonesian-40% /1981 年)	San Francisco, Agusan del Sul	9,747	40
Agusan Plantations Inc. (Agumil Phil.), (Singaporian- 60%, Filipino-40% /1983 年)	Manato, Torento, Agusan del Sul	23,281	20
Kenram Industries (Firipino-100%/1967 年)	Isulan, Sultan Kudarat	7,600	20
Buluan Palm Oil Mill (2008 年)	Buruan, Maguindanao	—	40
Phili. Agric. Land Dev. & Mill, Inc. (PALM Inc. /2005 年) (Agusan Plantations, Inc. Group)	Carmen, Bohol	800	20
A. Browm Energy Dev. Inc. (ABERDI)	Bukidnon	—	2
合 計		40,268	142

(出所) Philippine Coconuts Authority (2009), *The Philippine Oil Palm Industry-2009*, Powerpoint presentation material.

## 第 2 節 国内需要の増大に対応できず

前節で述べたような歴史的経緯を経た、フィリピンにおけるパーム油の生産量、国内需要量をみることにする。生産量は前節で述べたインドネシアの 2006 年生産量のわずか 0.2% に過ぎない。国内需要量の増大に生産が対応できないどころか生産量は減少している現実がわかる。

民間のフィリピン・パーム油開発委員会 (PPDCI, 副会長 Chang Chee Kong<sup>12)</sup>) による国内需要予測は年 10% 増大し、2010 年に 29 万 3000mt となり、

これは2000年に比べて2.6倍も増加する。これに対し、農業省による生産予測では年2000mtずつ減少し、2010年には3万4000mtになる。2000年の生産量5万4000mtに比べて37.1%の減少となっている(表2)。これはパーム原木の老化によるものである。この結果、2010年には需給ギャップは25万9000mtに達するとした。これに対応するには、第1に、年間1万6000haから2万haのパーム油生産の農地を開発する。第2に、既存の樹木の70%を植替える。第3に、不足分は輸入に依存する、としている。

表2 フィリピンのパーム油生産・国内需要・輸入(2000-2010年)

(単位: mt)

年	生産	国内需要	輸入
2000	54,000	113,000	59,000
2001	52,000	124,000	72,000
2002	50,000	136,000	86,000
2003	48,000	150,000	102,000
2004	44,000	165,400	121,400
2005	46,000	182,000	136,000
2006	42,000	200,000	158,000
2007	40,000	220,200	180,200
2008	38,000	242,200	204,200
2009	36,000	266,400	230,400
2010	34,000	293,000	259,000

(出所) Department of Agriculture (2009), *Prospects for Philippine Agribusiness*, Powerpoint presentation material.

一方、生産量が減少してきたパーム油生産に対応するアブラヤシ栽培面積をみると、2003年に2万5237ha、2005年に2万9003ha、2008m年推計では4万6398haと増加傾向にある(表3)。これは、前節に記述した、製油工場のFFB加工能力に見合った必要栽培面積4万268haより若干多めである。これはアブラヤシの収穫は植樹から3年後に収穫するという時差が生じていることによるとみられる。また、PPDCIが策定のパーム油産業開発計画

2004-2010年では全国の潜在的栽培可能面積は30万4350haとあり、将来的に栽培面積は現在の6.5倍まで拡大可能としている。

次に、アブラヤシの地方別栽培面積をみると、2008年にミンダナオ島が3万6300haと全国の78.2%を占めて主産地であることがわかる。これに対し、ボホール島を含む中部ビサヤ地方は6506haと14.0%に過ぎない。パラワン島を含むルソン島は3592haと7.7%である(表3)。

**表3 フィリピンのアブラヤシ栽培面積推計  
(2003、2005、2008年)**

(単位: ha)

年	2003	2005	2008
(ルソン)	(-)	(-)	(3,592)
パラワン	-	-	3,592
(ビサヤ)	(3,994)	(5,300)	(6,506)
中央ビサヤ地方	3,994	5,300	6,506
(ミンダナオ)	(21,243)	(27,703)	(36,300)
西部ミンダナオ地方	0	0	62
北部ミンダナオ地方	190	413	1,128
ダバオ地方	217	244	1,217
SOCCSKSARGEN 地方	6,777	6,906	13,961
カラガ 地方	13,462	15,404	17,252
ムスリム・ミンダナオ自治地域	597	736	2,680
計	25,237	29,003	46,398

(出所) Philippine Coconuts Authority (2009), *The Philippine Oil Palm Industry-2009*, Powerpoint presentation material.

### 第3節 民間依存のアブラヤシ開発

アロヨ政権によって策定された「中期フィリピン開発計画(2006-2010年)」によると、「目標1」においては、200万ha開墾で新規雇用100万人創出を中心としており、ミンダナオを農産物輸出地区にするとし、アブラヤシが含まれている<sup>13)</sup>。「目標2」においては、基本食料(wage goods)に対する支援が中心で、コメ、トウモロコシを主体とする作物別対策である。

アロヨ政権は「農漁業近代化計画(2001-2004年)」において高価値商業作物(High Value Commercial Crops: HVCC)に対するGMA(Ginintuang

Masagang Ani) -HVCC を発足させている。これにはバナナ、マンゴ、ニンニク、タマネギなどの生産増を掲げているが、これ以外に地方ごとに作物を指定しており、ミンダナオ島の各地方においては、ココナツ油が含まれている<sup>14)</sup>。一方、農業省政策ガイドラインではGMA-HVCCの優先対象作物として、カラガ地方のアブラヤシを挙げている<sup>15)</sup>。

以上の政策指針にもかかわらず、政府部内にはアブラヤシの専門的技術者はおらず、アブラヤシの種苗も製油工場が育成しているとの民間まかせとの現状がある。すなわち、パーム油の直接的な所掌官庁はなく、暫定的にフィリピン・ココナツ庁 (Philippine Coconut Authority : PCA) が窓口となっている。この背景には国際市況ではココナツ油の方がパーム油よりも高いこと<sup>16)</sup>、およびフィリピンの主要農産品であるココナツ油関連の農民保護を優先するとの政治的判断があると考えられる。

### 第3章 包括的農地改革計画とプランテーション開発

#### 第1節 アグリビジネス・ベンチャー契約

1988年6月に当時のコラソン・アキノ大統領は包括的農地改革法 (Comprehensive Agrarian Reform Law : CARL, 共和国法〈RA〉第6657号) を布告し、同政権の包括的農地改革計画 (Comprehensive Agrarian Reform Program : CARP) が正式に定まった。包括的農地改革計画の内容と問題点の詳細に関しては、筆者による論文「アキノ政権の農地改革」に記述されている<sup>17)</sup>。

##### (1) プランテーションの土地区分

アグリビジネスに必要となるプランテーションなど大規模な農場に関わる事項に関して、包括的農地改革計画においては、多国籍企業農地、商業農場、法人農場の規定がある<sup>18)</sup>。

多国籍企業農地については、公有地、政府所有地を借りている場合は3年

以内に収用、分配を完了する（包括的農地改革法8条）。また、多国籍企業が民有地を借りている場合は、1987年8月29日現在有効な契約（賃借、生産委託、あるいはサービス契約）が失効した時点、あるいは本法の発効から10年後のいずれか早い時点で失効する。ただし有効期間中に政府はそれ以降の収用、速やかな分配のための手続きをする。そして、一般論として農地は個別農業労働者に直接分配されるとするも、経済的に実行不可能であり農地分割が不適切である場合は、農業労働者が結成の協同組合またはビジネス組織が新たに賃貸契約、栽培契約を締結するとした（同8条）。

商業農場には、畜産、養鶏、養豚、塩田、養魚、海老養殖を含む養殖業、果樹園、欄栽培、蔬菜、花卉園、カカオ、コーヒー、ゴムのプランテーションを含むとしている（同11条）。商業農場の民有地に関する土地収用、配分に関しては、10年後に実施するとし先送りしている（包括的農地改革法11条）。

法人農場に関する規定は、アキノ現政権下の政治課題となっている<sup>19)</sup>。一般論として農地は個別農業労働者に直接分配されるとするも、経済的に実行不可能であり農地分割が不適切である場合は、農業労働者が結成する協同組合またはビジネス組織が集合所有し、新たに契約を締結するとした（同29条）。ここで特徴的なのは、土地を所有する法人はその土地所有分の法人株式を受益者に分配できるとした（同31条）株式分配方式である。また、本法成立から2年以内に土地または株式の移転がなされないときは、土地は強制収用される（同31条）。そしてさらに、最終的な農地移転までの間、経営者は農業労働者あるいはその団体と生産分与計画の実施を義務付けられる。年間総売上が500万ペソを超える場合、総売上の3%、利益を生じたときは税引後利益の10%を現行賃金に上乗せして常雇、その他労働者に分配する（同32条）。この生産分与計画に関する条項は、多国籍企業農地および商業農場にも適用される（同8条、11条）。

包括的農地改革法は10年間の時限立法であり、これがラモス政権下の1998年に包括的農地改革強化法（RA第8532号）の制定と合わせ10年延長

された。農民組織の要求があり、アロヨ政権下の2008年に農地改革計画強化法（RA第9700号）をもってさらに2004年まで5年間の再延長が決まっている。

## (2) アグリビジネス・ベンチャー契約の登場

2000年12月現在の包括的農地改革計画の実績をみると、達成率は民有地で50.2%、うちコメとトウモロコシの小作農地が88.9%、その他民有地が40.9%である。その他民有地では、遅れが目立つのは強制収用の9.8%である。とりわけ50ha以下の強制収用が遅れている。この意味するところは50ha超の大規模農地の収用が23.9%となっている点である（表4）。アグリビジネスの振興に際しては、この扱いが政策課題となる。

**表4 フィリピン農地改革計画実績（1972-2000年）**  
（民有地・農地改革省所管）

区分	計画 (ha)	実績 (ha)	達成率 (%)
土地移転事業 (OLT) <sup>(1)</sup>	579,920	515,434	88.9
その他民有地	2,416,585	987,819	40.9
自主的売却申請 (VOS)	396,684	329,619	83.1
自主的土地移転 (VLT)	284,742	370,048	130.0
政府金融機関 (GFI)	229,796	140,342	61.1
強制収用 (CA)	1,505,363	147,810	9.8
50ha超	456,588	109,345	23.9
24ha超～50ha	312,355	11,516	3.7
5ha超～24ha	736,420	26,949	3.7
合計	2,996,505	15,032,543	50.2

(注) (1) マルコス政権による1972年小作農民解放令に規定するコメとトウモロコシの小作農地移転事業。

(出所) Department of Agrarian Reform.

この時点で、包括的農地改革法の適用が「先送りされた商業農場の収用、評価、補償、分配に関する規則」が制定された（1998年農地改革省令〈Administrative Order : AO〉第9号）。また、農地改革地区における合弁企業

体に関する規則も制定された（1999年農地改革省令〈AO〉第2号）。

上記の省令の前者において、あらたな概念として、アグリビジネス・ベンチャー契約（Agribusiness Venture Agreements : AVA）が登場する。AVAでは、これまでの農地改革の基本方針にアグリビジネスを加えた。それは以下2点において挙げられる。

第1に、AVAは、農業生産の経営規模の最適化、土地保有の保障、農地改革受益農民の所得保障を目的とするとした（1998年AO第9号30条（d）（1））。ここでは農業の生産性向上が重視されている。すなわち農業生産に、積極的に規模の経済を導入し生産性の向上をはかるとした点である。規模の経済は、包括的農地改革計画の枠内でなされ、農地の保有を保証し、かつ農家所得を保証するとしている。

第2に、AVAは、内外のアグリビジネス投資分野への誘致を積極的に掲げたのである。すなわち、規則では上記の目的を達成するため、農地改革受益農家と投資家がAVAを締結することを明白に理解するとした（同30条（d）（2））。内外の投資家を包括的農地改革計画の実行の関与者に認定したのである。同省令においては、経済的に実現不可能であり農地分割が不適切である場合は、当該農地は、協同組合またはビジネス組織を結成した農地改革受益農業労働者により集合的に所有されるとした（同2条（e））。同時に、従前の地主は農地改革農家に残額債務がなければ、AVAを締結できるとしたのである（同30条（a）（5））。

AVAは、商業農業に適用されるとしたが、バナナ、パイナップル、ゴム商業作物などを含むとし（同2条（f））、多国籍企業所有農地に関する規定はこれに含まれると解される。これまでの基本政策を転換し、アグリビジネスに、内外投資の積極的誘致を前面に掲げている点は、農地改革の方向性のパラダイム転換と言ってよい。

次に、AVAの形態に関して、あらたに規則では7方式を選択肢としてあげている（表5）。

これらのうちのどの方式を選択するかは、農地改革受益者、あるいはそれが

表5 アグリビジネス・ベンチャー契約の選択肢

(1) ジョイント・ベンチャー契約

投資家と農地改革受益者からなる協同組合または団体が組織し、共同所有するアグリビジネス企業によるジョイント・ベンチャー契約である。投資家は経営、販売技術、インフラストラクチャーおよび資本を提供する。合併企業において農地改革受益者は労働、土地使用権、および可能であれば資本投入を分担する（1998年農地改革省令第9号3条（i））。

(2) 貸地契約

農地改革受益者が結成した協同組合、または農業労働者組織が地主/投資家と締結する農地賃貸契約である。借地人は農地の管理、運営を行い契約期間は10年以内であるが両者の合意で延長できる。借地料は農地改革受益者がフィリピン土地銀行に支払う土地代金分割払額を下回ってはならない（1998年農地改革省令第9号3条（j））。

(3) 栽培契約

農地改革受益者が農地を所有し、協同組合による集合をもって、または個人が、事前に設定した条件で購入すると契約した投資家、またはアグリビジネス企業のために作物を生産を成約するアグリビジネス契約である（1998年農地改革省令第9号3条（c））。

(4) マネジメント契約

農地改革受益者または結成した協同組合/組織が、地主または/投資家に農場経営を一定額または手数料をもって委ねるアグリビジネス契約である（1999年農地改革省令第2号5条（iv））。

(5) BOT方式

投資家は、農産物の生産、加工、流通に利用する資本財、インフラストラクチャー、サービス、施設の導入、修復、改良の費用を負担する。また契約期間に同作業を実施し、契約終了後はその集成的所有は、設備、施設の所在する農地を所有する農地改革受益者に統合される（1999年農地改革省令第2号5条（iii））。

(6) 生産、加工、販売契約

農地改革受益者は農産物の生産加工に従事し、それらを直接に融資と技術を提供する投資家に販売する（1999年農地改革省令第2号5条（ii））。

(7) サービス契約

農地改革受益者は、農業機械による開墾、耕作、収穫、加工、収穫後作業、およびその他農作業のための有料サービス契約に従事する（1999年農地改革省令第2号5条（iv））。

（出所）農地改革省令各号から筆者作成。

結成する協同組合の判断による。この場合に複数の選択肢を取り入れた複合契約も許容されている<sup>20)</sup>。具体的には、栽培契約にマネジメント契約、生産、加工、販売契約、サービス契約を加えた複合契約が一般的である。

## 第2節 土地の収用、分配、および土地権利証書の区分

今ひとつの包括的農地改革計画のなかで規定されている条項で、近年注目されているのは、土地収用、分配の方法である。これには大きくは自主的農地移転 (Voluntary Land Transfer ; VLT)、自主的売却申請 (Voluntary Offer for Sale ; VOS)、強制収用 (Compulsory Acquisition ; CA)、土地移転事業 (Operation Land Transfer ; OLT)、政府企業 (Governmental Financial Institutions ; GFI) の5方法がある (表6)。主なものは前3者であり、その現状を面積で見るとミンダナオ島全域では VLT が最大で 35.5%、次いで VOS が 30.2% となり CA は 10.6% ある。この傾向はカラガ地方でも同様であり、ミンダナオ島では農地改革受益者が地主との直接取引、直接支払をいわずに選択していることがわかる。また VOS が多いのは地主が現金による土地補償の受取を愛好する現状がみとれる (表7)

地主の補償に関しては公正な補償としている (包括的農地改革法 17 条)。そして農地価格の評価は、地主、フィリピン土地銀行 (LBP)、農地改革省の3者の合意で決定し、土地面積により決められた現金と債券の割合に応じて LBP が地主に支払う (包括的農地改革法 18 条)。土地代金は農地改革受益者が LBP に 30 年の年賦、利息年 6% で支払うとしている (包括的農地改革法 26 条 (2009 年一部改正))。

前節のアグリビジネス・ベンチャー契約に関連して重要なのは、農地所有権移転に際して交付される土地権利証書 (Certificate of Land Ownership Award ; CLOA) の形態である。これには、所有する農地を特定できる個別土地権利証書 (Individual CLOA) と特定が不可能な集合土地権利証書 (Collective CLOA) の2方法がある。なお後者に関しては、当初はまず一次的に集合土地権利証書を交付するとし (1998 年農地改革省令第 9 号第 17 条)、包括的農地改革計画強化法 (RA 第 9700 号) において、農地改革省に速やかに当該農地の地籍図の作成を義務付けている (同 RA 25 条)。

その現状をみると、全国レベルでは集合土地権利証書交付の面積は全体の 71.0% であるのに対し、タイトル数ではこれが 21.1% になる。これは個別土

表6 土地収用、分配の方法

(1) 自主的農地移転 (VLT)

直接支払方式 (DPS) とも呼ばれる。農地移転取引が直接地主と農家 / 農業労働者として直接になされ (包括農地改革法 20 条)、政府の関与は調整機能など最小限となる。土地代金は、農地改革省に登録、承認をうけた上で、農地改革受益農民から地主に直接支払われる (包括的農地改革法 21 条)。

(2) 自主的売却申請 (VOS)

地主に農地移転を奨励する制度で、そのインセンティブとして当該地主に対し土地代金の 5% が現金支払部分に追加される (包括的農地改革法 19 条)。

(3) 強制収用 (CA)

農地改革計画に対する協力の有無に関わらず政府が地主から農地を収用する方式である。土地代金は現金と政府金融機関債券の組合せで支払われ、現金部分は 50ha 超が 25%、24ha 超 50ha 以下が 30%、24ha 以下が 35% である。債券の期間は最長 10 年 (包括的農地改革法 16 条、18 条)。

(4) 土地移転事業 (OLT)

コメとトウモロコシの小作農地を対象とした農地移転事業。マルコス政権が 1972 年布告の小作農民解放令 (Emancipation of Tenant Farmers) が規定する事業であり、後続の歴代政権に引き継がれた (大統領令第 27 号)。

(5) 政府金融機関 (GFI)

政府金融機関が、地主の土地に設定した担保権を行使して収用した土地。

(出所) 筆者作成。

地権利証書とは逆転する形になる。この傾向は地方、州レベルでも同様である (表 8)。タイトル当たり面積では、集合土地権利証書は 11.83ha と、個別土地権利証書 1.24ha の約 10 倍である。このことは規模の大きなプランテーションでは集合土地権利証書が多いとの現実を示している。

## 第 4 章 アブラヤシ生産と農民組織

前章で述べた土地権利証書の区分が、アグリビジネス・ベンチャー契約の選択との組合せで現実の農地改革受益農民が形成する協同組合では運営がどのように展開されているかを事例のなかで検証する。本章では、個別土地権利証書の交付をうけ栽培契約を選択した事例、集合土地権利証書の交付をう

表7 土地収用、分配 (2001年12月現在)

地域区分	自主的農地移転 (VLT)		自主的売却申請 (VOS)		強制収用 (CA)		土地移転事業 (OLT)		政府金融機関 (GFI)		合計	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
ミンダナオ島全域	195,082	35.5	166,094	30.2	53,281	9.7	77,197	14.0	58,430	10.6	550,084	100.0
ダバオ地方 <sup>(1)</sup>	37,671	20.4	84,631	45.9	21,990	11.9	21,787	11.8	18,490	10.0	184,569	100.0
コンボステラ・バレー州	17,349	29.7	20,905	35.7	9,076	15.5	5,019	8.6	6,141	10.5	58,490	100.0
カラガ地方	21,746	37.2	18,740	32.0	4,124	7.0	6,494	11.1	7,409	12.7	58,513	100.0
アグサン・デル・スル州	13,640	48.5	4,563	16.2	2,017	7.2	2,444	8.7	5,439	19.4	28,103	100.0

(注) (1) サランガニ州、南コタバトを含む。

(2) マルコス政権による1972年小作農民解放令に規定するコメとトウモロコシの小作農地移転事業。

(出所) Borras, 2002 "Problem and Prospects of Redistributive Land Reform in Mindanao, 1972/1988-2001", *Mindanao Focus*, No.2. AFRIM.

(原典) Department of Agrarian Reform 資料。

表8 フィリピンの土地権利証書 (CLOA) 区分 (2008年6月現在)

地域区分	個別土地権利証書				集合土地権利証書				合計			
	タイトル数 (件)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	タイトル数 (件)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	タイトル数 (件)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
全国	736,196	78.9	914,015	29.0	196,670	21.1	2,238,728	71.0	932,866	100.0	3,152,743	100.0
ダバオ地方	32,786	69.9	42,148	21.4	14,107	30.1	154,922	78.6	46,893	100.0	197,070	100.0
コンボステラ・バレー州	8,398	75.0	11,231	24.0	2,725	25.0	35,569	76.0	11,193	100.0	46,800	100.0
カラガ地方	20,238	63.0	34,178	17.5	11,883	37.0	161,655	82.5	32,121	100.0	195,833	100.0
アグサン・デル・スル州	11,139	65.9	7,507	8.1	5,753	34.1	84,877	91.9	16,892	100.0	92,384	100.0

(出所) Department of Agrarian Reform 資料から作成。

け栽培契約を選択した事例、同じく集合土地権利証書の交付をうけ貸地契約を選択した事例の3事例を取り上げる。

## 第1節 個別土地権利証交付の協同組合と栽培契約 (NARCICO)

### (1) 日本政府の支援を受けた協同組合

ダバオ市中心街から北東87kmにコンポステラ・バレー州ムニシパリティ・ナブントランがあり(図1)、この地に所在するナブントラン農地改革コミュニティ統合協同組合(Nabunturan Agrarian Reform Community Integrated Cooperative: NARCICO)は既存の4協同組合(Pugtulang Multipurpose Cooperative (MPC), Magading MPC, Magsaaysay MPC, Basak MPC)が統合され、1999年に協同組合開発庁(Cooperative Development Authority: CDA)に多目的協同組合として登録されている。

NARCICOは、同地区に農地改革省の支援をうける農地改革コミュニティ(ARC)として認定されており<sup>21)</sup>、日本政府の円借款プロジェクトである農地改革インフラ支援プロジェクト・フェーズI(Agrarian Reform Infrastructure Support Project Phase I: ARISP-I)の対象ARCとして指定されている。

NARCICOは現在の組合員数は987人(当初は422人で発足)、うち822人が農地改革受益農家で、面積は3273haである。このうち1150haがARISP施設を利用してのコメ生産であり、100haがARISPにより建設の共同灌漑システム利用であり、110haが小規模溜池灌漑の利用である。さらに420haはココナツ栽培農地がある。残りは根菜類、バナナ、果樹が植わっている未開拓地である。この未開地をアブラヤシ・プランテーションとした。

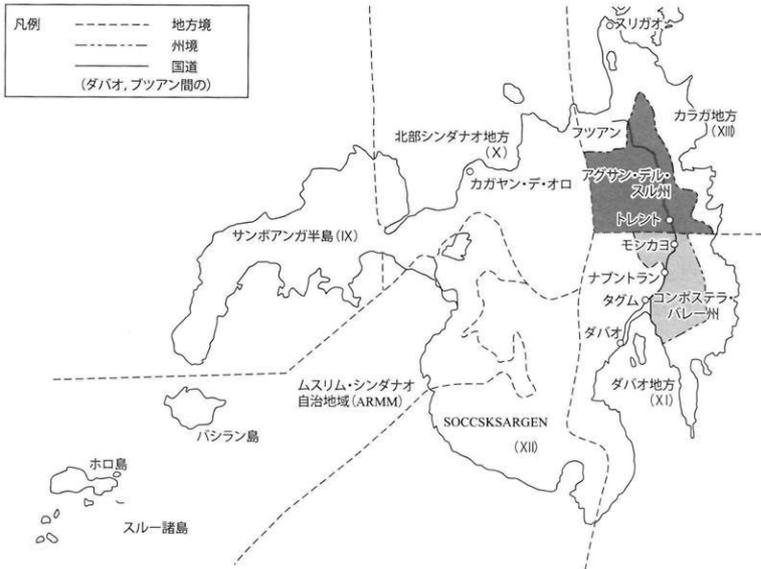
ARC対象となった農地は、当初地元のモンテビスタ農村銀行(Rural Bank of Montevista)が抵当権を行使して所有していたものを包括的農地改革計画の対象とし、フィリピン土地銀行(LBP)が同農村銀行から買い上げ、これを自主的売却申請(VOS)として受益農民に、8000ペソ/haでもって分配したものである。利率は年6.0%、返済期間は30年であり、個別土地権利証書(Individual CLOA)が交付されており、各農家の所有面積が明確になって

いる。

NARCICO が ARISP-I を通じて整備、強化された理由は 3 点あり、第 1 にハードインフラとしての経済インフラである。灌漑施設はコメなどの農産物の生産性を急速に改善し、コメの年間収量は 4.3mt / ha に達している<sup>22)</sup>。また、コメの貯蔵倉庫や天日乾燥場などの収穫後処理施設 (Post Harvest Facility: PHF) が作られ収穫後の品質管理が容易になった。さらに市場アクセス農道 (Farm Market Road: FMR) が整備され出荷にかかる輸送時間、コストを減らすことができた。

第 2 に、ソフトインフラの整備である。ARISP-I では農協や灌漑水利組合などの組織強化にも努め、運営体制作り、資金管理、事業計画策定などに住民とともに取り組んできている。その成果は、農民主体による農産物の生産

図 1 ミンダナオ島全図



管理やインフラの運営・維持管理において大きな力を発揮してきた。

第3に、既存の4協同組合の難題を克服したうえで統合し、規模の経済の利点を発揮することができた。

以上のような ARISP-I による成果を基盤にして、NARCICO が大きく事業展開することとなった。すなわち、アブラヤシ生産が、1996年に円借款による金融支援プロジェクトである農村・農地改革支援政策金融事業（Rural Farmers Agrarian Reform Support Credit Program: RASCP）の対象となり、開始されたのである。RASCPは、フィリピン土地銀行（LBP）を通じて営農資金を融資するもので、NARCICOでは、これを元手にアブラヤシ苗を購入し栽培に着手した。アブラヤシ生産は Agusan Plantations, Inc. (API) の子会社であるアグミル・フィリピン社（Agumill Philippines, Inc. : AGPI）との契約栽培により取り組まれており、同社の技術指導の下に栽培農家への指導が行われ事業は拡大され、当初は100haであったアブラヤシ・プランテーションの規模は現在254haに拡大している。

## (2) 契約栽培に対する農村・農地改革支援政策金融事業融資

アブラヤシ・プランテーション面積は279haで、組合員は131人である。組合員は全員が農地改革受益者である自作農家であり、原則として、小作農家は除外されているが、自己資金調達が可能であればプログラムに参加できるとしている。

アブラヤシ生産は、前述のとおり、AGPIとの契約栽培により行い、AGPIの支援は、生産技術指導、流通、および種子の提供である。生産に関してはAGPIが技術指導を行い、生産したパーム果房（FFB）は全量AGPIに売り渡す。2001年にNARCICO、AGPIおよびフィリピン土地銀行（LBP）で交換した生産、技術、販売の三者合意は25年間の協定であり、付帯事項として、品質に関する事項、および価格に関する事項の2点が含まれている。すなわち、この契約はマネジメント契約、生産、加工、販売契約、をも加えた複合契約でもある。

品質に関する付帯事項では成熟度および鮮度を重視しており、収穫した FFB は、その日のうちに製油工場に搬入し、2 日以上たった FFB の売り渡しは拒否されるとしている（表 9）。

**表 9 NARCICO と AGPI との品質に関する契約付帯事項**

(1) 成熟度
①未成熟：実の落下が 10% 以下のもの
②過熟：実の落下が 50% 以上のもの
③搬入に際しては 15% 以上の未成熟パーム、30% 以上の過熟パームを含まない。
(2) 鮮度
① F F B は収穫した日に製油工場に搬入する。
②収穫から 2 日以上たった F F B は売り渡しを拒否される。
(3) 汚染
① F F B が外部の汚染物質に汚染されてはならない
②汚染の著しい F F B は売り渡しを拒否される。
(4) 軸の長さ
①軸の長さは 5 c m とする。Bunch のもとから測定する

（出所）Production, Technical and Marketing Agreement (Tripartite Agreement signed by NARCICO, Agmil Philippines and Land Bank of the Philippines on November 22, 2000) から筆者作成。

価格に関する付帯事項では、その算定式が提示され、採油率のガイドラインが明示されている。パーム粗製油（CPO）の国際市況に対応して売渡価格が決められていることがここでわかる（表 10）。買手による買い叩きに歯止めがかかっているとみてよい。ただここで明らかになったことは、買手の AGPI における利潤は、CPO 国際価格から加工費を除いた額の 15% であるとの点である。

資金融資に関しては、LBP が実施し、前節で述べた円借款援助の農村・農地改革支援政策金融事業（RASCP）のうち技術援助貸付支援プログラム・受益者開発（Technical Assistance / Credit Assistance Program- Beneficiary Development: TACAP-BD）を適用している。これは、LBP が 70%、農地改

革省が25%、NARCICOが5%を負担するとし、総額492万ペソである。AGPIの計画では、12年間の収穫サイクルが好ましく最初の5年間は据置期間になる。フェーズⅠでは2001年から2011年まで（据置期間2001年から2005年まで）となる。また、フェーズⅡでは2007年から2019年まで（据置期間2007年から2012年まで）としている。フェーズⅠの融資枠は、4万

**表10 NARCICOとAGPIとの価格に関する契約付帯事項**

(1) FFBの価格 (1mt当たり)		
$[(A \times B \times C) + (D \times E) - F] \times 85\%$		
A= 搬入した作物からの搾油工場における実際の搾油率 (OER)		
B= 製油工場のパーム粗製油 (CPO) のドル建て売渡価格		
C= 外国為替換算率 (ペソ/ドル)		
D= 製油工場におけるパーム核油 (PKO) の実際の採油率 (KER)		
E= 製油工場のパーム核油 (PKO) のペソ建て売渡価格		
F= 契約時の製油工場における加工費 FFB1mt 当たり 600 ペソ		
FFB=Fresh Fruit Bunch		
CPO=Crude Palm Oil		
OER=Ratio of CPO extracted from FFB		
PKO= Palm Kernel Oil		
KER=Ratio PKO extracted from FFB		

(2) OER および KER に関するガイドライン		
アブラヤシの樹齢 (年)	OER (%)	KER (%)
3 ~ 4	15.0	3.0
4 ~ 5	17.0	3.4
5 ~ 6	19.0	4.0
6 ~ 7	20.0	4.0
7 ~ 11	20.5	4.0
12 ~ 14	20.0	4.0
15 以上	18.0	4.0

(出所) Production, Technical and Marketing Agreement から筆者作成。

9000 ペソ/ha×100ha = 490 万ペソである。なお、フェーズⅡの融資枠は、6 万ペソ/ha×100ha = 600 万ペソが計画された。

融資条件は、年利12%にLBPのサービス手数料として2%が加わり、さらにNARCICOのサービス手数料2%があり、利用農家の最終金利は年16%となる。融資金は一括してNARCICOに融資され、NARCICOから個々組合

員が借入、返済することになる。

現状では、フェーズⅡの融資が2007年から実行されており、LBPによると6万ペソ/haは3年分として融資されたものであり、実際には10万ペソ/haが必要である。したがって、LBPはNARCICOの出資金など自己資金の運用を指導している。

アブラヤシ・プランテーション面積のうち、200haがLBPの融資対象で、11haはトレントの地場銀行であるFirst Consolidated Bankの融資を受け、68haが自己資金による手当をしている。

### (3) アブラヤシ事業収益

NARCICOの事業収入は、関係者から開取りによると2008年に、アブラヤシ事業では、アブラヤシ事業Ⅰ、事業Ⅱを合計した売上は1480万ペソであり、これから売上コストを除くと粗利益154万ペソとなる。これから利子収入を加え、事業運営の事務経費を除くと3万1425ペソの純利益となる(表11)。

ところが売上コストには、肥料コスト、サービス手数料(融資額の2%)、マネジメント手数料(CPO基準で0.10ペソ/kg)トラック輸送料(同0.60ペソ/kg)が含まれている。これらは事務経費とあいまってNARCICOの他の事業収入に組み入れられる。

実際にはNARCICOの事業は消費財販売、コメ買上事業、ポストハーベスト機材貸付など多岐に及び、2008年のサービス所得は、11事業から計174万ペソに達し、NARCISO所有の積載量14トントラック(写真3)を使用してのトラック輸送料だけで126万ペソもある<sup>23)</sup>。これらの総合利益剰余金から強制準備金などを控除し内部留保とし、残余は出資金利息あるいはパトロネージ基金配当として組合員に配分する。

NARCICOの2008年12月現在における出資金、強制積立基金などからなる資本金額は1829万ペソにも達している。組合員1人当たり2万23ペソとなっている<sup>24)</sup>。

